

ID: 140

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市ふれあい農園条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第117号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 使用者は、別表の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、市長が農園の使用を許可した年度分について、前納しなければならない。</p> <p>3 使用の開始日が年度の初日以外るとき、又は使用の終了日が年度の末日以外るときにおいても、当該年度分の使用料を納入するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日